

第 74 回国民体育大会高萩市防疫対策実施要領

1 目的

この要領は、第 74 回国民体育大会高萩市防疫対策要項に基づき、第 74 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における防疫対策の実施に関して必要な事項を定める。

2 実施業務

(1) 感染症予防意識の普及啓発

いきいき茨城ゆめ国体高萩市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、保健所等の関係機関・関係団体と連携し、感染症の発生を予防するため、選手・監督、役員その他大会関係者（以下「大会関係者等」という。）及び一般観覧者に対し、衛生意識の普及啓発を行い、防疫に対する意識の向上に努める。

(2) 検便の実施

ア 実行委員会は、次の施設の利用を指定した場合には、施設の代表者に対し、大会開催前における食品関係従事者の検便を実施するよう依頼する。

(ア) 大会関係者等の宿泊施設（転用施設を含む。）

(イ) 大会関係者等に昼食を提供する施設。

(ウ) 大会関係者等の飲食営業施設。

(エ) その他特に必要と認めたもの。

イ 検査の対象とする病原菌は赤痢菌、サルモネラ属菌及び腸管出血性大腸菌とする。

なお、大会関係者等に昼食弁当を提供する施設については、ノロウイルスも含むものとする。

ウ 検査の結果、陽性と判断された者及び一般観覧者に感染症の疑いがある場合又は感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、保健所等の関係機関・関係団体と連携し感染症法等に基づき必要な処置を講じるとともに、大会への影響を防ぐように努める。

(3) 感染症患者に関する措置

実行委員会は、大会期間中における感染症の発生時など、緊急時の連絡体制を整備する。

3 その他

この要領に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は別に定める。